

令和 7 年 7 月 7 日
四 国 地 方 整 備 局**令和 7 - 8 年度 松山若草合同庁舎機械設備改修
設計業務について**

四国地方整備局では、松山若草合同庁舎機械設備改修設計業務について、簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）による発注手続きを開始します。

■ 松山若草合同庁舎

業 務 名 : 令和 7 - 8 年度 松山若草合同庁舎機械設備改修
設計業務
場 所 : 愛媛県松山市若草町 4 番地 3
敷地面積 : 5, 9 2 9 m²
対象施設概要 : 庁舎 SRC - 7 - 1 延べ面積 8, 8 3 1 m²

■ 業務期間

契約締結の翌日から令和 8 年 7 月 3 1 日

■ 簡易型競争入札方式（総合評価落札方式）による手続きのスケジュール

参加表明書の提出期限 令和 7 年 7 月 1 7 日まで
技術提案書の提出期限 令和 7 年 8 月 2 1 日まで

<問い合わせ先> 国土交通省		四国地方整備局	営繕部	整備課
		0 8 7 - 8 5 1 - 8 0 5 1 (代)		
整備課長	藤本	晃久	(内線 5 2 1 1)	
○建設専門官	大江	昭仁	(内線 5 2 1 2)	
○ : 主な問い合わせ先				

**簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））**

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和7年7月7日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長 豊口 佳之

1. 業務概要

- 1) 業 務 名 令和7－8年度 松山若草合同庁舎機械設備改修設計業務
(電子入札及び電子契約対象案件)
- 2) 業務内容 本業務は、松山若草合同庁舎の機械設備（空調設備・給排水設備）
改修設計（実施設計、数量積算）等を行うものである。
- 3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年7月31日まで
- 4) 本業務は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評
価落札方式の業務である。
また、予定価格が1,000万円を超える場合には、予算決算及び会計令（昭
和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価
格（以下「調査基準価格」という。）を設定するものとし、技術提案の確実な履
行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を
加えて技術評価を行う試行業務とする。
なお、予定価格が100万円を超え1,000万円以下である場合には、品
質確保の観点から品質確保の基準となる価格（以下「品質確保基準価格」という。）
を設定するものとし、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術
提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務とする。
- 5) 本業務は、提出資料、入札等を原則として電子入札システムで行う対象業務で
ある。
- 6) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで
行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後
に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。
- 7) 本業務は、技術提案書の評価にあたり、ヒアリングを省略し書面のみで評価を
実施する契約手続きの短縮を図る試行業務である。
- 8) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認
定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する試行業務である。
- 9) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加減点を行う業務
である。

2. 指名されるために必要な要件

1) 入札参加者に要求される要件

本入札手続への参加を希望する者は、参加表明書を提出しなければならない。
なお、参加表明書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

(1) 単体企業

- [1] 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- [2] 四国地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格のうち建築関係建設コンサルタント業務の認定を受けている者であること。
- [3] 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている者でないこと。
- [4] 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者を除く。）でないこと。
- [5] 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- [6] 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。なお、本業務に参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者を指名しない。
- [7] 会社等の技術者として建築設備士又は一級建築士を有すること。

(2) 業務執行体制に関する要件

- ① 単体企業において参加表明書を提出する者は、四国地方整備局管内において、営業拠点を有する者でなければならない。

※ 営業拠点とは、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載されている契約可能な拠点をいう。

(3) 配置予定技術者に対する要件

- ① 管理技術者及び主たる分担業務分野（機械設備分野）の主任担当技術者は、参加表明書を提出する者の組織に所属していること。
- ② 管理技術者は建築士法による建築設備士又は一級建築士であること。なお、一級建築士の場合は、参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項表一一級建築士定期講習の項イ

に該当する場合を除く)

- ③ 管理技術者及び各主任担当技術者（機械設備分野、電気設備分野、建築分野、構造分野、）は、それぞれ1名であること。
- ④ 管理技術者は、記載を求める主任担当技術者（機械設備分野）と兼任することができる。なお、兼任する場合、総合評価における技術者評価は管理技術者のみを評価するものとし、兼任する分野の主任担当技術者に関する評価点はすべて「0点」とする。
- ⑤ 建築分野主任担当技術者は、構造分野主任担当技術者と兼任することができる。なお、兼任する場合、総合評価における技術者評価は建築分野主任担当技術者のみを評価するものとし、兼任する構造分野主任担当技術者に関する評価点はすべて「0点」とする。
- ⑥ 管理技術者及び各主任担当技術者は、平成 27 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了（完了検査が終わったもの）した同種又は類似業務に携わった実績を有すること。

[1] 同種業務

業務内容：下記に該当する実施設計を含む設計業務

中央熱源方式における熱源機器の冷凍能力の合計が 500 kW
以上の空気調和システムの更新または新設の設計業務

用 途：庁舎、事務所又はこれに類する施設（事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（一般事務の用に供する室及びその付属室を対象とし、学校の教室に類する用途の室を除く。）の用途の面積が、延べ面積の過半を占める施設に限る。）

注）庁 舎：国又は地方自治体の施設で、一般事務の用に供する施設

事務所：国又は地方自治体以外の施設で、一般事務の用に供する施設

[2] 類似業務

業務内容：下記に該当する実施設計を含む設計業務（同種を除く）

熱源機器の冷凍能力の合計が 250 kW以上の空気調和システム（パッケージ形空気調和機を含む）の更新または新設の設計業務

(4) その他必要な要件

- ① 主たる分担業務分野（機械設備分野のうち、積算に関する業務を除く業務。）を再委託しないこと。

2) 入札参加者を選定するための基準

四国地方整備局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」について

は、同種又は類似業務の実績、配置予定技術者の資格、業務の経験等を勘案するものとする。

3. 総合評価に関する事項

1) 落札者の決定方法

(1) 価格及び技術等に関する資料をもって参加した入札者について、入札価格が予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者のうち、下記2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づき調査を行うものとする。

(4) 品質確保基準価格の算出方法は、調査基準価格に準じて算出するものとする。

2) 総合評価の方法

(1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

(2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格／予定価格)

(3) 技術評価点の算出方法

技術等に関する資料の内容に応じて、下記[1]、[2]及び[4]の評価項目毎に評価を行い、評価に応じた得点を与える。ただし、調査基準価格又は品質確保基準価格を設定する場合においては、[3]の項目評価を行い、評価に応じた得点を与える。

[1] 配置予定技術者の経験及び能力

- [2] 実施方針など
- [3] 技術提案の履行確実性
- [4] 賃上げ評価点

上記の技術評価の得点を以下のとおり算出し、技術評価点とする。

なお、技術評価点の配分点は 60 点とする。

$$\text{技 術 評 価 点} = (\text{技術評価点の配分点}) \times \left[\frac{(\text{技術評価の得点合計})}{(\text{技術評価の配点合計})} \right]$$

$$\text{技術評価の得点合計} = ([1] \text{ に係る得点}) + (\text{技術提案の得点}) \times \\ ([3] \text{ 技術提案の履行確実性度}) + ([4] \text{ に係る得点})$$

$$\text{技 術 提 案 の 得 点} = ([2] \text{ に係る得点})$$

4. 入札手続等

1) 担当部局

〒760-8554 香川県高松市サンポート 3-33

四国地方整備局 総務部 契約課 契約係

電 話 087-851-8061 (内線 2528)

2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和 7 年 7 月 7 日から令和 7 年 9 月 4 日までの閉庁日を除く午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分まで

電子入札システムから入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。

電子入札システムの URL は次のとおりである。

<https://www.e-bisc.go.jp/>

3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、2. 1) (1) [2] の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者とする。

4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

令和 7 年 7 月 8 日から令和 7 年 7 月 17 日までの閉庁日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（最終日は午後 4 時 00 分まで）に、原則として電子入札システムにより提出すること。

5) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

令和 7 年 8 月 4 日から令和 7 年 8 月 21 日までの閉庁日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（最終日は午後 4 時 00 分まで）に、原則として電子入札システムにより提出すること。

6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、原則として電子入札システムにより提出すること。

入札書の提出期限は、令和 7 年 9 月 4 日 午後 4 時 00 分までとする。なお、入札書の受付開始は、上記入札書の提出期限の日の前日（閉庁日を除く。）の午前 9 時 00 分からとする。

開札は、令和7年9月5日 午前10時00分 四国地方整備局入札室にて行う。

5. その他

1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

4) 手続における交渉の有無 無

5) 契約書作成の要否 要

6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. 1)に同じ。

7) 技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリング等を実施するとともに、ヒアリング等に際して追加資料の提出を求めることがある。

8) 指名通知日

本業務における指名通知日については、令和7年8月1日とする。

9) 詳細は入札説明書による。